

## 西サハラ問題の変容と国際社会

——アフリカ最後の「植民地」の自立と共存に向けて——

部谷由佳

### はじめに

今日、日本国外務省が挙げる地図上のアフリカ諸国数とアフリカ連合（AU）の加盟国は、ともに 53 カ国である。しかし、上記の諸国を構成する国家には相違がある。前者に含まれるモロッコは、後者にはなく、代わりにサハラ・アラブ民主共和国（SADR）が挙げられているからである。

SADR とは、アルジェリア南西部ティンドウフにおいて、西サハラの独立を訴え 1976 年に樹立された「国家」である。砂漠地帯が大部分を占めるアフリカ大陸北西部の西サハラは、1884 年以來スペインの植民地支配下にあったが、植民地支配抵抗運動が高まる 1975 年には、マドリッド三国協定により、モロッコ、モーリタニアに分割・併合された。その後、西サハラの独立を訴える「ポリサリオ戦線」と両国は紛争状態に陥り、1979 年、同組織の攻撃が集中したモーリタニアは撤退に至るが、一方のモロッコは西サハラ全土の併合に成功する。以後、モロッコ国内問題、マグリブ・アフリカ域内問題、冷戦下の国際問題という複雑な様相をまといながら、停戦が発効した 1991 年には、サハラウィ<sup>1</sup>の自決原則に基づく住民投票の実施が決定された。だが、その実行には至らず、現在モロッコより自治案が提案されるなど、事実上同国の一部として機能している状態にある。その一方で、ポリサリオ戦線が設立した SADR は、80 カ国以上の国家承認を得ている。

ところで、西サハラ問題については、1970 年代後半から徐々に研究が盛んになってきた<sup>2</sup>。そのなかで、まずホッジ（T. Hodges）の研究<sup>3</sup>は、西サハラ地域の歴史的事実から同問題の展開をもっとも詳細に論じた研究といえる。彼は、スペインによる植民地支配が西サハラの住民に及ぼした影響と、1975 年以後のモロッコとポリサリオ戦線の動向を、近隣諸国関係と関連付けながら論じている。

また、西サハラ紛争勃発にともない難民となったサハラウィの人権問題を

取り扱ったスミス (T. Smith)<sup>4</sup>やリップパート (A. Lippert)<sup>5</sup>の研究も指摘しなくてはならない。これらは、ティンドゥフ難民キャンプおよびモロッコ占領下の西サハラで視察した記録とサハラウィの証言に基づくものである。さらに、1993年にゾービル (Y. Zoubir) とヴォールマン (D. Volman) が共同編集した研究書<sup>6</sup>は、関係当該国の外交、貿易、軍事協力の面から、1980年代に欧米諸国が同問題に及ぼした影響に考察を加えている。その他、近年では、これまでに対象とされてこなかったモロッコ占領下の西サハラの現状をその開発数値に照らして検討したソブハーニ (A. Thobhani)<sup>7</sup>や、住民投票実施に向けた国連の任務状況とそれが実施に至らない要因を論じたマルティン (A. Martin)<sup>8</sup>の研究が発表されている。

日本国内では、法学的視点から同問題を考察した浦野<sup>9</sup>と桐山<sup>10</sup>の研究がある。それらは、国際司法裁判所 (ICJ) が下した勧告的意見を分析し、その矛盾点を鋭く指摘している。また、マグリブ統一を視野に入れながら西サハラの経済的価値と社会状況を中心に考察した勝俣<sup>11</sup>の研究もある。

以上のように、西サハラ問題に関わる研究はこれまでもある。しかし、ここに挙げた先行研究の多くは、紛争当該国モロッコの国内政治社会状況と同問題の関係性を取り扱ったものとは必ずしも言えない。つまり、西サハラ問題の動向がモロッコの対外政策のみでなく、国内情勢とも密接に関連していることから、この点は未だ検討すべき課題となっている。もちろん、ホッジの研究では、この点に迫る考察は認められるが、近年の動きを知るには、未だ不十分と言わざるを得ない。また、ソブハーニの研究は、モロッコ占領下の西サハラに焦点を当てており、モロッコの対西サハラ政策の一端を、開発数値から分析しているが、サハラウィの声が十分取り入れられた研究とは言い難い。さらに付言すれば、これまでの先行研究では、問題の背景や実態の考察に留まり、この問題の課題が提示されていないという点で、なお課題が残されている。

本論はこうした先行研究を踏まえつつ、まずスペインによる植民地支配を中心にこの問題の歴史的背景を概観する。そして、当事国モロッコ、隣国アルジェリア、冷戦下の超大国による対西サハラ政策を考察し、問題の複雑化の様相を検討する。その後、国際司法裁判所の勧告的意見を通じた国際社会

のひとつの法学的見解に見られる問題点を抽出したうえで、フィールドワークを通じて知りえた占領下の西サハラと難民キャンプ双方のサハラウィの基本的考え方に考察を加える。以上を通じて、アフリカ最後の「植民地」としての西サハラの自立と共存への課題を明らかにしたいと考える。

## 1. 西サハラ問題発生背景

### (1) スペインの植民地支配の展開

ここでは、まずフランス支配を受けた他のマグリブ諸国（モロッコの一部を除く）とは異なり、スペインが西サハラ支配に至った背景と、他の植民地を放棄しつつも、その支配を継続した動機を考察したい。

スペインの歴史を語る中で、1492年は最も注目される年のひとつである。というのも、711年以来イベリア半島のほぼ全域を征服下に置いていたイスラーム勢力の支配が、レコンキスタ（キリスト教徒を中心とした国土回復運動）によって、その年終焉を迎えるからである。同時に、この過程で成立したキリスト王国スペインは、航海技術を発展させ、北西アフリカ沿岸へと進出を始め、クリストバル・コロンがアメリカ大陸へと到達した年でもある。これを契機に、帝国による植民地支配が開始された。

しかし、詳細は省くが、大航海時代の主役であったスペインは19世紀に入るとラテンアメリカの広大な植民地を失い、続く米西戦争には敗れ、衰退の一途をたどった。他方、産業革命を経て急速に軍事力を強化してきた英国と、同じく植民地獲得を狙うフランスを中心に欧州諸国が競ってアフリカに進出した結果、1885年のベルリン会議を経て、ヨーロッパ列強によるアフリカ植民地分割が一様の形を成す。その中で、マグリブ地域は、1830年にはアルジェリアが、1881年にはチュニジアが、そして1912年にはモロッコ（一部を除く）がフランスの支配下に組み込まれた。

ところで、フランスがモロッコの支配権を獲得する過程と、スペインの西サハラ支配の開始は無関係ではない。1879年、英国はモロッコ南部のタルファヤに貿易会社（「北西アフリカ会社」）を設立し、モロッコへの進出機会を窺う中、同地域への英国勢力の拡大を懸念したフランスと1904年に英仏協定を締結した。それは、フランスが英国によるエジプト支配を認めると同時

に、英国はタルファヤから撤退し、フランスによるモロッコ支配を認め、かつ、地中海の英国領ジブラルタルから同勢力を遠ざけるため、モロッコ北部リーフ地方をスペインへと割譲するという内容であった。このとき、すでに最後の岩カナリア諸島を防衛するため、その沿岸一帯に勢力をのぼしていたスペインは、1884年、アフリカ学・植民地協会により派遣されたエミリオ・ボネリが、西サハラ沿岸の氏族ワルドゥ・ブー・スプアの氏族長と条約を結び、西サハラを保護領と定めている<sup>12</sup>。続く、仏西協議の末に、西サハラは現在の領域に定められ、その支配権を、スペインが掌握することとなった。各ヨーロッパ列強国の利益のみを考慮した分割線は、こうして各部族集団を分断する形で引かれ、現在アフリカ各地で見られる民族紛争の直接的原因を作り上げる引き金となった。西サハラ問題もその例外ではない。

19世紀末に新たな植民地を獲得したスペインだが、その支配の確立には時間を要した。リーフ地方では、アブドゥルカリーム・アル＝ハタービ（1880?～1963）率いる先住民の抵抗運動に直面し、一度は敗北を喫した。これを受け、当時の国王アルフォンソ 13 世や政府に非難が集中する。国内が混乱を極める中、軍部でも、本国に比べ俸給・昇進面で優遇されていたアフリカ派とバルセロナ守備隊（評議会派）の間の対立が顕在化した。このような状況を経て、1936年7月15日リーフ地方でフランシスコ・フランコを筆頭とするアフリカ派の軍人が、共和制を推進する政府に対し軍事クーデターに踏み切った結果、それがスペイン本土に飛び火し、内戦へと発展した。3年に及んだこの内戦では、モロッコ駐屯軍やサハラ無敵外国人部隊、さらにベルベル人部隊から成る連合軍が参戦し、最終的にフランコは勝利を収めた。連合軍に支えられ得た勝利と同様に、フランコはアフリカ植民地とアフリカ派軍人の支持を受け、以後40年間独裁体制を維持していくことになる。

さて、内戦後の状況をかいつまんで見れば、1956年、リーフ地方はモロッコへ委譲され、また68年にはモロッコ南部イフニ地方からフランコ軍は完全撤退するなど、域内の植民地を放棄したが、西サハラへの投資は拡大していた。こうしたスペインによる西サハラ支配継続には幾つかの理由がある。

まず、多くの研究者によって指摘されている燐鉱石、石油<sup>13</sup>などの天然資源の存在と、西サハラ沿岸の豊富な水産資源<sup>14</sup>が指摘できる。中でも、1961

年にブー・グラファで発見された良質な燐鉱石の資源は世界最大規模であり、また大きな経済効果を期待させたことで知られている。実際、そのために、翌年スペイン国立工業院が国営サハラ鉱山会社を創設し、ブー・グラファ燐鉱山の開発を本格的に始めると、同鉱山からラアユーン港を結ぶ世界最長のベルトコンベアーを建設するなど、75年までに244億7600万ペセタ（1967年時点で70ペセタ=1米ドル）という膨大な投資を行っている。また、72年に燐鉱石の輸出を開始すると、74年には47億7100万ペセタ、75年にはその年における世界6番目の規模と言われる年間260万トンの燐鉱石を産出し、計画が順調に進めば1980年までに最大生産国米国に次ぐ年間千万トンの生産を可能にするはずであった。

さらに、スペインの国内政治社会情勢も挙げられる。1956年、大規模な学生紛争が発生すると、この参加者が中心となり人民解放戦線を結成したうえ、59年に設立された「バスク祖国と自由（ETA）」と連携し反政府運動を展開していたからである。そして、1960年代には、ETAは共産主義、カタルーニャ民族主義、反フランコ王政復古、自由主義など様々な反体制組織と共に、自由化を求めてフランコ体制を揺るがした。このような政治社会状況の克服のためには、経済力の向上が切迫した課題であり、そのひとつとして西サハラの経済開発も注目されたと言うことができる。と同時に、ETAなどの分離独立運動の加熱にともない、スペイン当局が西サハラの動向に懸念を深めたとしても不思議ではなかった。

以上のごとき理由から、スペイン・フランコ政権は西サハラ支配を継続した。また、外国人部隊の第一隊長として軍功を上げた彼にとって、西サハラという植民地の放棄を、容易に決断できなかつたとも考えられる。しかし、西サハラでは住民主体の独立運動が高まりを見せていた。そして、彼が死去する1週間前の1975年11月14日、モロッコ、モーリタニアとの間で「マドリード三国協定」が締結される。この協定では、スペイン撤退後、西サハラの北3分の2をモロッコに、その南をモーリタニアに分割・併合することが決定され、ここに約1世紀に及んだスペインによる支配も終わりを告げた。

## (2) サハラウィの反植民地抵抗運動と西サハラの分割・併合

ところで、多くのサハラウィはモロッコ独立時に主導的な役割を担った民族解放戦線（FLN）に参加していた。当時の FLN 戦闘員は、マグリブ地域全体の植民地支配からの解放を訴えていたため、1956 年 3 月のモロッコ独立後も近隣地域でゲリラ活動を継続している。また、独立直後のモロッコは、外交上の統治権を取得し、司法制度の獲得に成功したのみであり、その統治体制にはフランスの影響を色濃く残していた。これに反発した FLN は、同国南部においても攻撃を継続したため、モロッコ政府は、同年 5 月、国王軍（FRA）を結成し、FLN の解体を試みる。これに並行して、58 年 1 月、仏西軍も同様に同戦線の解体を目的として共同軍事作戦を実行した。この作戦では、FLN の活動拠点である西サハラ内陸部の無法地帯を攻撃したため、伝統的生活を営む多くのサハラウィが犠牲となった。いずれにしても、注目すべき点は、FLN に参戦したサハラウィには、明確に西サハラ独自の独立を訴える動きは当時未だなかったに違いない。

しかし、西サハラの開発が進んだ 1960 年代以後、それまで内陸部で伝統的な遊牧生活を送っていたサハラウィの多くは、教育施設やインフラの整備された諸都市で定住生活に移行し始めていた。それに伴い、彼らはメディアを通じて他のアジアやアフリカ諸国の独立動向を知り、徐々に自らの植民地支配からの解放意識を強化した。実際、60 年代後半には、都市に定住し近代教育を受けた若い世代が中心となり、スマラにて西サハラの解放を訴える地下運動組織<sup>15</sup>が結成される。70 年 6 月 17 日ラアユーン市のゼムラ地区にて、同組織の支持者 500 名余りがスペイン当局に自治を求める嘆願書を発出した結果、数（十）人<sup>16</sup>の死亡者と多数の負傷者、そして 100 人以上の逮捕者を出す徹底弾圧にさらされた。指導者ムハンマド・シディ・イブラヒーム・バシーリーは拘束され、以後消息不明ともなったが、サハラウィの運動はこれで終わったわけではない。

その 3 年後、バシーリーと同様に政府奨学生としてモロッコ内で教育を受けたエル＝ワリ・ムスタファ・サイードの指導下で、SADR の基盤となる抵抗組織「ポリサリオ戦線」が結成されたからである。彼は、モロッコ国内の反体制勢力であるイスティクラール党（PI）<sup>17</sup>の党首アッラール・ファージン

一やモロッコ自由社会主義党書記長アリー・ヤアタアと接触し、同勢力が政権を獲得した後の支援の約束を取り付けている。そして、1972年タンタンにおいて、エル＝ワリを中心としたサハラウィの学生が反植民地支配運動を実行したという理由で一時拘束されると、その後、彼はハサン2世国王に支援を要請する嘆願書を送付している。また、1975年1月に同じくエル＝ワリがアルジェリアの人民諸勢力社会主義連合 (UNFP) 分派に宛てた書簡にも、「西サハラはモロッコの他の県と同様に、同国の一県である」<sup>18</sup>と記載されていることから、同戦線は当初、西サハラ解放後のモロッコへの統合を視野に入れていたことが推測できる。

しかし、反体制派勢力の運動が高まりモロッコ国内情勢が緊迫の度を増すにつれ、エル＝ワリを中心としたサハラウィの活動は弾圧の対象に設定された。さらに、フランコ体制が終了しつつあり、スペイン国内が混乱と不安に襲われている今こそが好機と判断したハサン国王は、1975年11月6日モロッコ南部より西サハラ境界を超える非武装大衆動員計画 (通称「緑の行進」<sup>19</sup>) を実行し、「平和的な領土回復」、つまり西サハラ併合に結果した。この1カ月前、スペイン当局はポリサリオ戦線と半年間の移行期間を経た後の西サハラ独立を合意していたにもかかわらず、冷戦下において同地域の安定を望む米仏の圧力 (後述) により「マドリード三国協定」を締結し、西サハラの分割・併合を容認した。

以上のように、植民地支配成立時より領土統治者を決定する際、当該地域の住民の意志が黙殺されてきた結果、西サハラはスペイン支配が終了した後も隣国により併合されるという形を取った。ここに、植民地支配からの脱却から複雑な様相をまとう西サハラ問題となっていく特性を見ないわけにはいかない。

## 2. 西サハラ問題の複雑な性格

スペインの撤退が完了した1976年2月、ポリサリオ戦線はSADRの樹立を宣言した。アルジェリア領内ティンドウブのサハラウィ難民キャンプにおいて、SADRが独立後を見据え統治を開始する一方で、モロッコの西サハラ支配は進められていった。ここでは、モロッコ国内政治社会情勢、マグリブ

域内国家間関係、冷戦下における米ソの対マグリブ政策に焦点を当て同問題の複雑化の様相を検討してみたい。

1961年に即位したハサン2世国王は、「緑の行進」の強行とは対照的に、当初スペインとの友好関係を重視した外交を展開していた。1970年7月のフランコとの会談では、国王は西サハラに対する領土的野心がない旨を鮮明にしたうえ、サハラウィの自決権を擁護した発言をしている。また同様に、国内には、独立時に主導的な役割を果たし、その後も大モロッコ主義<sup>20</sup>を前提に失地回復を訴え続けるPIや、同党から離脱した勢力が結成するUNFPが、共に西サハラの回復を要求しているものの、体制側は1975年までその動きには応じていない。「マフザン体制」<sup>21</sup>を率いる国王及び体制側は、このような反体制勢力に対し、UNFP党首メフディー・ベン・バルカの暗殺に関与したと言われる<sup>22</sup>など強硬な措置を投じる一方で、1973年の王制転覆計画の発覚を機に、UNFPを再び合法化すると同時に、党員450人の釈放を約束するといった緩和措置を採用するなど、「アメとムチ」政策により、複数政党制<sup>23</sup>の内に組み込まれた反体制派を巧みに利用しその安定を図った。

しかし、1969年に大モロッコ主義の一部に該当するアルジェリア南西国境が確定すると、これに反発したPIが翌年、UNFPと国民戦線を結成し反体制勢力の結束が強化された。さらに、71年より2年連続して王制転覆を狙った軍事クーデター未遂が発生すると同時に、学生紛争が多発するなど国内の政治社会状況が悪化を極めた結果、国王は二大左派政党の主張する西サハラの併合へとその政策を一変させた。これは、クーデターを目論んだ軍部を国内より遠ざける役割を果たす上でも歓迎された。つまり、国王にとって、西サハラの獲得とは、自らの権力存在の延長線上に位置したといえる。

このようなモロッコ政府の対西サハラ政策の転換は、他のマグリブ諸国との関係に大きな亀裂を生んでも不思議ではなかった。モロッコ独立後、まもない1958年、チュニジアと独立闘争中のアルジェリア代表が出席したマグリブ3カ国会議では、アラブ・マグリブ連邦の将来的な創設が合意された。その後、植民地支配国から引き継いだ国境画定の過程で衝突が起きるも、マグリブ諸国は74年後半まで西サハラ政策に関しては、一定の合意を見せている。70年のモロッコ・アルジェリア・モーリタニア3カ国会議では、西サ



ハラに関する三国調整委員会が設置され、西サハラは北3分の2をモロッコ、その南をモーリタニアが併合するという分割案が提示された。そして同案は、74年10月にラバトで開催されたアラブ連盟サミット前夜にも、当時のアルジェリア大統領ブーメディエンにより支持されていたことも注目に値する。

ところが、スペイン撤退が目前に迫る1975年6月、アルジェリアは一転してポリサリオ戦線の支援を開始した。その背景には、1972年の国境画定条約を未だ承認していないモロッコ政府への警戒と、ブー・グラア燐鉱山の取得によるモロッコの経済力増大への懸念、そして民族解放運動を支援してきたアルジェリア政府に対する信頼性失墜への配慮があったと考えられる。アルジェリア政府は、モロッコ軍の侵攻により離散したサハラウィ難民に同国南西部ティンドゥフを解放し、ポリサリオ戦線を支援したうえ、SADR樹立が宣言されると、これを国家として承認した。その結果、76年前半にはアムガラでモロッコ、アルジェリア両軍に数十人の死者を出す軍事衝突が発生し、国家間紛争ともなりかねない緊迫した状態に陥り、両国は国交を断絶する。

しかし、その後91年にモロッコ・ポリサリオ戦線間で国連停戦案が合意に至ると、マグリブ諸国間関係は改善を見せた。その一例として、92年のマグリブ連合の成立が挙げられる。石油など資源の豊富なアルジェリア、リビアと農業国であるモロッコ、チュニジア間の互惠的貿易こそが、EU諸国への依存型貿易構造の脱却につながると考えられ、主に経済的役割が期待されたからである。しかし、西サハラ問題をめぐりモロッコとアルジェリアが対立している以上、それにも限界がある。マグリブ連合の発展と同地域の安定化は西サハラ問題の帰趨と無関係ではなく、この問題が度外視される限り、同地域の経済的発展と政治的安定が確保できるはずもなかった。

また、モロッコ・アルジェリア関係に眼を向けると、それは当時の米ソの対マグリブ政策を反映している。まず、マドリード三国協定締結時の米国は、当時ジブラルタルの西、ロタに原子力潜水艦基地、西サハラ対岸あるカナリア諸島に大規模な軍事基地を保持していたため、地中海の入り口、北太平洋条約機構の南部境界に位置するモロッコとスペインの関係を良好に保つ必要があった。同時に、74年ポルトガルの独裁体制の終焉にともない独立を果たしたアンゴラとモザンビークは、すでに社会主義路線を選択しソ連陣営に組

み込まれていたため、米国は新国家 SADR の東側陣営参入を阻止する必要もあった。実際、協定締結直前、ハサン国王を訪問した国務長官ヘンリー・キッシンジャーは「米国は、大西洋の東側にアンゴラのような国家を増やすわけにはいかない」<sup>24</sup>と述べており、また時を同じくして、国王の皇太子時代からの友人である CIA の副長官ヴェルノン・ウォールターズがマドリッドに派遣され、スペイン政府に何らかの工作をしたという報告もある。このように米国は、親米国家モロッコの体制の安定とその西サハラ維持を優先し、同協定の締結を促したと言える。

他方、社会主義国家樹立を模索していた SADR は、ソ連から直接的な軍事援助を受けていないアフリカ唯一の独立運動体であった。一方のソ連もサハラウィの自決権の承認とそれに並行した住民投票の実施を国連総会の場において主張こそしているが、SADR を正式に国家承認していたわけではなかった。このソ連の姿勢は、対モロッコ経済関係と深く関係している。75 年当時、ソ連は世界埋蔵量の 70 パーセントを占める燐鉱石の契約についてモロッコ政府との間で議論を重ねていた。ところが同年、アンゴラで内戦が勃発すると、ソ連は社会主義政権を援助するためアルジェリアを給油基地として使用する必要があり、同国の協力を得るために同年 11 月、安保理にてサハラウィの自決権を主張した。これがモロッコの反発を招き燐鉱石輸出契約が白紙に戻ると、その後ソ連は同紛争に対して中立姿勢を一段と強めた。他方モロッコにとっても、石油の 60 パーセントをソ連から輸入している事情があった。それゆえ、77 年に再び同契約締結に向け交渉が開始されると、翌年数十億ドルに及ぶ 30 年契約が合意に至り、モロッコは、ソ連のアフリカ最大の貿易相手国となった。

これに並行して、ソ連は米国による対モロッコ軍事援助の拡大に対する警戒も怠っていない。1965 年に反共産主義を訴えるブーメディエン大統領が就任した後もソ連による武器提供が強化された結果、アルジェリアの軍事力はモロッコのそれをはるかにしのぐものであった(表 1)。この圧倒的な軍事力の差がモロッコへの牽制となり、同国軍がティンドゥフ難民キャンプを直接攻撃する事態は免れたため国家間紛争は回避された。また同様に、米国側も西サハラ紛争の悪化を希望していなかった。1978 年にエジプト・イスラエル

がキャンプデービッド合意に至る過程において、水面下で仲介役を演じたモロッコ国王の貢献も、米国の軍事援助増強の背景のひとつであった<sup>25</sup>。しかし、資源の豊富なアルジェリアから天然ガス、石油を輸入している米国は経済関係にも配慮しなければならなかった。図 1 のように、米ソがモロッコ、アルジェリアに抱く経済的関心と戦略的価値が一致していなかったため、国家間衝突には至らず、西サハラ紛争もその狭間で解決へ向かわなかった。

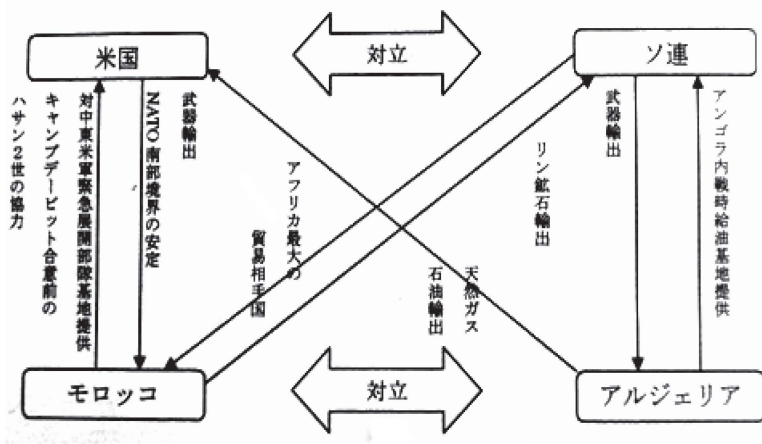
以上のように、モロッコ体制の存続と密接にかかわる国内政治社会・民主化問題、マグリブ連合の発展に影響を与える域内主導権争い、米ソ冷戦下における関係諸国のさまざまな利害関係が複雑に重なり合った結果、西サハラ問題は尚のこと、長期化する運命を辿ったといえることができる。

表1 アルジェリアとモロッコへの武器提供額の国別割合(単位100万ドル)

	ソ連	米国	フランス	その他	合計
<b>アルジェリア</b>					
1975-78	1500	0	10	430	<b>1900</b>
1979-82	3200	0	30	500	<b>3800</b>
1983-87	2500	240	60	430	<b>3230</b>
<b>モロッコ</b>					
1975-78	20	310	725	360	<b>1400</b>
1979-82	0	470	1100	325	<b>1900</b>
1983-87	0	260	310	270	<b>840</b>

出典 ; Volman, Daniel, The Role of Foreign Military Assistance in the Western Saharan War, *International Dimensions of the Western Sahara Conflict*, Praeger Publishers, London, 1993 より筆者作成。

図1 冷戦時の米ソとモロッコ・アルジェリア関係



### 3. サハラウィの自決権とモロッコの領土保全

ここでは国際司法裁判所（ICJ）が、マドリード三国協定締結直前に西サハラ問題に関してある一定の法的指針を示した勧告的意見の分析を試みたいうえで、国際社会のひとつの法的見解とその問題点を抽出してみたい<sup>26</sup>。そのために、まず同勧告的意見の中核となる自決権と領土保全（回復権）の法的優位を検討する。

1960年「植民地独立付与宣言」<sup>27</sup>の第2項では、「すべての人民は自決権をもち、この権利によって、その政治的地位を自由に決定でき、経済的、社会的、文化的発展を自由に追求できる」とあり、自決権は当時頻発した植民地の独立達成のための法的指針となる。一方で、第6項では「国の民族的統一及び領土保全の一部の破壊をめざすいかなる企図も、国連憲章の目的及び原則と調和しない」と領土保全も法的権利として同時に承認されている。通常この第6項は、独立国家内における分離・独立権の否定と解釈されるが、他方これを根拠に独立を達成した旧植民地が歴史的権利を盾に失地回復闘争を開始したため、「失地」に居住する住民の自決権と抵触した。

例えば、ゴアの事例では「ゴア人はインド人であるが故に住民投票を行う

必要はない」というインドの主張により、武力行使を発動し、併合に成功した同国の領土保全が正当化される。一方で、東ティモールの事例では、インドネシアの領土保全は否定されたうえ、東ティモール人の自決権が行使された後、独立を果たした。また東部グリーンランドの事例も興味深い。ICJは過酷な自然環境にある人口希薄地域では、少なくとも一部で主権的権利の発現と行使が承認されるなら、その領土全域の主権が認められるという勧告的判断を下し、デンマークの歴史的権利を認めているからである。

以上の3つの事例をみても、自決権と歴史的権利に基づく領土保全の法的優位は一定ではない。桐山の指摘によると、自決権の定義にあるように自決権は「人民」<sup>28</sup>に適応され、「人民」はある一定の集団「単位」を形成する必要がある、その「単位」は自決権と同時に領土保全原則を主張することが可能な集団（植民地時代の行政単位）であるという。その意味では、スペインの統治下におかれた西サハラは、モロッコと「単位」を異にした「人民」を構成していると考えられる。これは、言い換えると植民地期以前にたとえ歴史的権利を保持していたとしても、ヨーロッパ列強によって定められた区画が共通でない場合は、その時点で歴史的権利は失われると言える。しかし、自決権成立過程において、「人民」の適応範囲を明確に示してない上、その目的を脱植民地支配に焦点を当ててきた以上、モロッコの主張もその文脈においては正当化されうるものと考えられる。

このような見解のある中、ICJは、モロッコ、モーリタニア、スペインにより提出された各国の領有を証明する文書と情報を吟味した上で、西サハラ問題に関する勧告的意見を次のように表明している。第一に「西サハラは、スペインにより植民地とされた時点で無主地（terra nullius）であったか」という問題に対し、13対3の票決で1884年当時同地域は無主地ではなかったと結論付ける。通常ヨーロッパ諸国の植民地獲得は、「無主地」の先占という手法を前提としていたが、西サハラの場合は部族長との合意による主権の獲得、つまり権原の継承取得によりその支配を開始したと解釈された。

次に、「この地域とモロッコ王国およびモーリタニア地域との間の「法的関係性（legal ties）」はいかなるものであったか」という点に関しては、紙面の都合上、ここではモロッコの主張のみを簡潔に考察する。モロッコが西サ

ハラとの「法的関係性」を主張する根拠には、①当時、北西アフリカに存在した唯一の独立国であったことなどを理由に「長記憶的占有」の確立、②マフザン体制の特性、③外国と締結した条約や外交文書を根拠とした国際行為による立証の3点が挙げられる。中でも、ICJの判断に二面性が認められる第2点について詳細を述べると、同勧告的判断を下すにあたって、「現在世界に存在している国家構造の多様性が証明しているように、どのような国際法の規則も、国が一定の構造をもつことを要求してはいない」とICJが述べているため、モロッコの「証拠の審査にさいしては、シャリーフ国の特殊な構造を考慮するように求める」との要請は正当であるとしている。ここで同国が強調した特殊な構造とは、イスラームを基本とした宗教的紐帯を指す。これは、領土支配を基本とした従属関係ではなく、各地に存在する知事(カーイド)や族長を通じたスルタンへの忠誠(パイア)により成立した。この点は、同勧告的意見の第100段落「定着テクナ部族だけがスルタンに対して政治的忠誠義務を認めていた」とあり、西サハラ北部に定住するテクナ部族とスルタンの間で成立する宗教的紐帯の存在を認めている。

しかしながら、ICJは「西サハラとモロッコの間には、領土主権に値するいかなる法的関係性の存在も示していない点で一致する…スルタンと西サハラのある部族との間に忠誠という法的関係性が存在していた」と判断を下している。これは、「法的関係性」とは領土主権を意味すると解釈でき、この点は、第151段落の「…裁判所には、総会が質問②において用いた文言は、この質問の範囲を厳格に領土主権を含意する法的関係性に限っているようには思われぬ」という事項に矛盾する。また、マフザン体制下での統治範囲は、スルタンの直接統治が行われていた中央政府(ビラード・マフザン)と、スルタンによって任命された知事が統治する地方当局(ビラード・スィーバ)に分かれており、当時の西サハラ地域は後者に該当していたため、住民から税の徴収は行っていない。これは、西サハラ領域という枠を超えて絶え間なく移動を繰り返す遊牧民社会の支配の困難さを示唆しており、それ故、領土をもとにした支配ではなく、スルタンへの忠誠の有無が統治の指針となるのであった。さらに付け加えると、このような地域的特性をもつ領域に領土主権という概念が適用され得るとも考えにくい。

以上のように、「法的関係性」という用語に明確な定義を与えられないまま議論が進んだ同働告的意见は、問題を左右する法的指針を示せなかったばかりか、モロッコ政府は、西サハラとの「法的関係性」を認められたと拡大解釈した。これを根拠の一つに「緑の行進」が実行に移された。

### おわりに——紛争当事者の現状と見解

これまで西サハラ問題発生の背景、その複雑さ、そして法的解決の限界に関して考察を進めてきた。これらを理解した上で、最後に、問題発生時より30年以上が経過した現在を生きるサハラウィに焦点を当てて考えてみたい。

筆者は、2007、2009年夏に現地を訪問した。そこでは、様々な状況にあるサハラウィの見解を得るために、モロッコ在住者、占領下で市民団体を代表する者やモロッコ政府による拘束経験をもつ者、そしてアルジェリア駐在SADR大使ムハンマド・ビィサート氏と直接話す機会を得た。筆者の認識によると、占領区内と難民キャンプ内に在住するサハラウィの見解に相違があるだけでなく、同じ空間で生活を共有するサハラウィの間の認識も一様ではない。こうした多様な見解こそが、問題の現状を象徴していると考え<sup>29</sup>。

2009年のUNHCRの統計によると、ティンドゥフ難民キャンプの人口は9万人に達する(2004年の世界食糧計画の統計では158,000人)。現地では、ポリサリオ戦線を中心に全員参加型地方分権政治が実行され、独立後を見据え30年以上も国家的な枠組みを維持している。具体的には、無料義務教育の普及(2005年識字率90パーセント以上を達成)、医療の無料化、大衆の政治意識向上を促す地方委員会の設立、生活必需品・食糧の配給制度確立、そして食糧自給率向上を目的とした土地開発などが挙げられる。本来、民族解放戦線は独立のために闘っているのではなく、その先の国家運営を目標としている。従って、独立とは国家建設の最低限の条件に過ぎない。未だ国連は国家承認に至っていないが、SADRは、2007年までにアフリカ諸国、ラテンアメリカ諸国を中心に80カ国以上の国家承認を獲得している(取り消し・保留国を含む)。そこに、30年以上もの長期にわたり、奮闘してきたSADRの新たな歴史的成果が確認できる。

一方、モロッコ占領下の西サハラにおいては、1974年にスペインが実施し

た人口調査では約74,000人であった人口が2000年には275,000人に達している。これには、モロッコ政府が国内失業者対策と西サハラへの帰属をめぐる住民投票において勝利を得るために推進した入植政策が関係している。同政策の実行において、政府は1975～1985年の間に総額10～15億ドルの予算を住居の建設、井戸の掘削、水道管の配備、学校・医療機関の設立などの西サハラ開発に費やしたといわれている。同時に、一部税の免除、住宅の無料提供、食料品・燃料の低価格設定など、国内に比べ優遇措置も採用されている。

だが他方で、アムネスティ・インターナショナルなどの人権擁護団体によると、1975～91年の間に西サハラ内、もしくはモロッコ南部地方から失踪したサハラウィの数は少なくとも千人以上に達するという<sup>80</sup>。その多くは、ポリサリオ戦線関係者の家族及びその支持者として疑いのある者に加え、サハラウィという理由のみで拘束された者も含まれる。近年では、1999年に国王に即位したムハンマド6世が、サハラ問題に対する王立諮問委員会と人権問題省を設置し、特に後者の機関を通じて人権侵害調査が進められ、その情報が国際人権団体へ報告されている。また、一部政治犯の釈放、そして余罪なく拘束されたサハラウィ約200人への賠償金（総額1200万ドル）の支払いなど、比較的柔軟な政策が実施されている。しかし、サハラウィ住民が弾圧、拷問、拘束に対する恐怖という支配から完全に解放されたわけではない。

キャンプ設立より30年以上を経た現在、アルジェリアをはじめUNHCRやWFOの対難民キャンプ支援は減少している。それと並行して国際社会からの関心が薄れていく中、武力闘争による現状打破を求めるキャンプ居住者も生まれてきている。その一方で、常にモロッコ警察の監視下に置かれ、精神的疲労が限界に達した占領区居住者の中には、上記のようなムハンマド6世の民主化政策を評価し、彼の提案する自治案に前向きな姿勢を示す者も現れている。このような足並みや評価も多様な現状を前に、占領下で市民団体を代表するあるサハラウィは、彼ら自身の間での対話の必要性を指摘する。つまり、彼はサハラウィ間における分裂を最も懸念し、それに伴う新たな民族問題の発生を危惧しているのである。

フィールドワークを通じて、自らの意思で海外生活を希望する者と、国に



帰れずに海外生活を選ばざるを得ない者「難民」の立場の違いが浮き彫りとなった。在アルジェリア SADR 大使ムハンマド・ビーザート氏は、大事にしているというアラユーンの砂が入った小瓶を見せてくれた。海の香りを放つその砂の匂いは、彼に幼年時代を過ごしたアラユーンを思い出させるという。難民キャンプのサハラウィにとって、ティンドゥフは何十年居住しても故郷ではない。彼らは故郷への帰還を望み、その故郷を忘却しないために唄を歌い、詩を詠み、そして伝統を継承する。そして、彼らが抱くこれらの強固な想いが、政治的「意志」となり、やがて「テロ」攻撃の形をとるか、あるいは自治案を受け入れるかの選択に分かれていくことになる。

西サハラ問題とは、経済的利害が絡んだ領土問題、モロッコ内政と深くかかわりをもつ民主化問題、そして支配者による差別化政策によって生み出された民族問題が複合的に絡み合って成立している。さらにそこに、侵略や人権侵害に加担する外部勢力、或いはその事実を認めつつもそれを黙認してきた国際社会が問題をより複雑化するとともに、等閑視してきたため、サハラウィは内部分裂という新たな危機にも直面している。植民地支配により、存在しないはずの境界線が人々を分断し、加えて当該国の未成熟な民主主義制度や外部からの圧力と介入がサハラウィを「他者」化してきた結果、一向に解決の方向に至らない民族問題の連鎖を作り出しているのである。

地域紛争は、国家間や組織間の交渉のみでは解決につながらない。30年以上の離散期間を経て、占領下及び難民キャンプにおいてそれぞれの時空を生き抜いてきたサハラウィ各個人の憎しみや絶望を緩和できるような政策をモロッコ政府、SADR 双方が打ち出すことなしに、またそれを受け入れるモロッコ国民の理解とそれを促す国際社会の圧力なしに、西サハラ問題は容易に解決を見ないに違いない。それらが備わったとき、西サハラの自立と域内の共存も可能になると考える。

注

- 1 現在の「西サハラ」と呼ばれる地域は、スペインによる植民地支配期に

- は「スペイン領サハラ」又は「リオ・デ・オロ」、モロッコ国内では「サハラ・マグリブ」と呼称される。本論文では、スペインによる植民地支配を受けた地域を「西サハラ」と呼称し、一時的であれ直接スペイン支配を受けたものを「サハラウィ」と呼ぶ。なお、サハラウィと共通の文化を維持している集団は、モロッコ南部、モーリタニア、アルジェリア南西部にも存在する。
- 2 筆者がアラビア語、ハサニーヤ語、そしてフランス語などの現地で使用される言語の十分な習得に至っていないため、本研究では、マグリブ諸国外で公開された英語、日本語、僅かながらのスペイン語文献のみを参考に行っている。尚、ハサニーヤ語とは、サハラウィの間で用いられるアラビア語方言の呼称である。
  - 3 Tony Hodges, *Western Sahara: The Roots of a Desert War*, Lawrence Hill & Company, New York, 1983.
  - 4 Teresa K. Smith, Al-Mukhtufin (the disappeared); a report on disappearances in Western Sahara, Richard Lawless and Laila Monahan (ed.), *War and Refugees: The Western Sahara Conflict*, Pinter Publishers, London and New York, 1987, pp.139-149.
  - 5 Anne Lippert, The Saharawi refugees: origins and organization, *Ibid.*, pp.150-166.
  - 6 Yahia H. Zoubir and Daniel Volman (ed.), *International Dimensions of the Western Sahara conflict*, Praeger Publishers, London, 1993.
  - 7 Akbarali Thobhani, *Western Sahara Since 1975 Under Moroccan Administration: Social, Economic and Political Transformation*, The Edwin Mellen Press, New York, 2002.
  - 8 Andreu Solá-Martín, *The United Nations Mission For The Referendum In Western Sahara*, The Edwin Mellen Press, New York, 2006.
  - 9 浦野起央「西サハラの民族自決」(『政治経済』第21巻第3号、日本大学法学会、1985年)他。
  - 10 桐山考信「自決権行使と領有権問題(一)(二)―西サハラ事件を手がかりにして」(『法学論叢』第117巻第1、3号、京都大学法学会、1985年)。
  - 11 勝俣誠「西サハラにおける民族独立運動の歴史と展望(I)(II)(III)」、『マグレブ』第95、96、98号、日本アフリカ協会、1981年)他。
  - 12 Hodges, *op.cit.*, p.41-42.
  - 13 1956年にアルジェリアのハッシー・マスウードウで石油が発見されると、同様の地質を持つ西サハラ内における石油発見の可能性が騒がれ、外

- 国資本公司 19 社が探知を開始している。
- 14 1950 年代に動物性タンパク質への世界的需要が増加する中、西欧諸国や日本が西サハラ沿岸の豊富な水産資源に注目した結果、スペインは沿岸都市ラ・グィラに近代的設備の整った工場を建設するなど同地域の開発に着手している。
  - 15 正式名セギア・エル・ハムラトリオ・デ・オロ解放運動組織。
  - 16 死亡者の数は、スペイン政府 2 名、モロッコ政府 10 名、モーリタニア政府 12 名と発表。Hodges, *op.cit.*, p.155.
  - 17 イスティクラール党は、1944 年に結成され、1955 年に FLN を創設した機関でもあり、独立当初より大モロッコ主義（1956 年同党党首アッラール・ファーシーがモロッコの統治範囲を西サハラ、モーリタニア全土、アルジェリア南西部、マリのティンブクトゥを含む北西部だと主張）を標榜している。David Seddon, *Morocco at war*, Richard Lawless and Laila Monahan(ed.), *op.cit.*, pp.98-136.; Anthony Pazzanita, *Historical Dictionary of Western Sahara*, Scarecrow Press, U.S.A., 2006, p.175.
  - 18 Hodges, *op.cit.*, p.160-166.
  - 19 国王ハサン 2 世は、1975 年 10 月 16 日「緑の行進」の実施を発表する。35 万人の有志を募り、この非武装集団がタルファヤから西サハラ境界を越え領土回復を目指した。これに対しスペイン側が 2 カ国間交渉の開催を求めた結果、モロッコ南部の国境から 14 キロメートルの地点までを非武装地帯とする諫止線を設けると同時に、48 時間以内の撤退を条件にスペイン政府は同計画の実施を容認した。C.R. Pennell, *Morocco since 1830: a history*, Hurst & Company, London, 2000, p.339.
  - 20 注 17 参照。
  - 21 現アラウィー朝により確立されたマフザン体制は、スルタンを頂点とした中央・地方行政政府から成立。国王は預言者ムハンマドの血統を受け継ぐシャリーフ、アミール・アル・ムーミニーン（信徒の長）とも認知される。私市正年『北アフリカ・イスラーム主義運動の歴史』（白水社、2004 年）。
  - 22 1965 年 10 月、フランスに亡命中であったベン・バルカの暗殺に対し、当時の仏大統領ド・ゴールは、この黒幕を当時のモロッコ内相ムハンマド・ウフキルであると名指しで非難した上、事件の背後にあるモロッコ体制側の関与を疑う。『中東・北アフリカ年鑑 1979-80 年版』（中東調査会）、437 頁。
  - 23 間接選挙によって得られる議席は、各政党へ均等に配分されるのではな

く右派政党に優先的に配分される。よって、議席確保拡大を狙う左派政党は、時に体制に迎合的な傾向があると指摘される。

- 24 Yahia Zoubir, *Moscow, the Maghreb, and Conflict in the Western Sahara*, Zoubir and Volman(ed.), *op.cit.*, p.2.
- 25 戦争と平和に関する米国の公共政策のシンクタンク「フーバー研究所」の所長ピーター・ディガンがこの点を指摘している。Ruf Werner, *The Rule of World Power: Colonist Transformations and King Hassans Rule, Lawless and Monahan*(ed.), *op.cit.*, p.83. ; モロッコはアラブ諸国の中でイスラエルと比較的友好な関係を維持している。1948~1964年の間に23万人のユダヤ人がモロッコからイスラエルに移住し、彼らは当時同国人口の14パーセントを占めた。また、1988年のイスラエルにおけるイスラーム圏出身大臣8人のうち5人がモロッコ出身である。Geoffrey Wigoder (ed.), *New Encyclopedia of Zionism and Israel 2*, Faireigh Dickinson University Press, Associated University Press, London and Toronto, 1994, p.949.
- 26 このICJ 勧告的意見の分析に用いた主要参考文献と資料は以下の通り : *Western Sahara, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1975* Mark A. Smith, Jr. *Sovereignty Over Unoccupied Territories-The Western Sahara Decision*; 関野昭一「西サハラに関する国際司法裁判所の勧告的意見」(波多野里望、筒井若水(編)『国際判例研究 領土・国際紛争』、東京大学出版会、1979年)、301-308頁; 皆川洸「西サハラ事件(資料)」(『国際法外交雑誌 第76巻1号』、国際法学会、1977年)、21-73頁。
- 27 1960年12月に採択された国連総会決議1514を指す。
- 28 イタリアの国際法学者アントニオ・カセーゼは、自決権を外国支配下にある従属住民に適応される権利(「外的」自決権)と、独立国家内に存在する住民が外国からの干渉を受けずに政府の形態を選択し決定する権利(「内的」自決権)に区別している。これは、1966年に採択された国際人権規約の起草段階において度々争点となった「people=人民」と「nations=民族」の相違にも該当するもので、前者が「外的」・「内的」自決権の適応範囲を包括する人民を指し、後者は「内的」自決権に相当する国民を指すと一般的に理解される。松井芳郎「国際人権規約第一条と自決権の普遍的適用」(『アジア・アフリカ研究 第23巻第9号』、アジア・アフリカ研究所、1983年)16-37頁。
- 29 フィールドワークで出会ったサハラウィの見解は、一個人のもので、各サハラウィ社会を代表するものではない。また、フィールドワークで把握しきれなかった他のサハラウィの見解は、先行研究やSADRの公式サイ

ト「サハラ・プレスサービス」が発信する情報と、1959年に創設されたモロッコ国営情報機関「アラブ・マグリブ通信社」が掲載する資料を参考にしている。

- 30 Danielle Van Brunt Smith, 'FMO Country Guide: Western Sahara', Igor S. Oleynik(ed.), *Western Sahara: Country Study Guide*, International Business Publications, Washington, D.C., 2005, pp.211-236.

《参考資料》

ラアユーン市内のサハラウィ居住地区。2007年の調査によると、このような市内のスラム街に居住するサハラウィは、5000人を超えるという。2009年時点では、住民には新たな住居、または住居建設資材と費用が配給され、この地区は完全に解体されていた。

2007年



2009年



サハラウィの民族衣装  
男性のダラア



女性のマルファハ



ラアユーン市近郊ゼムラ地区



モロッコ、西サハラ周辺図

